

おおさかの環境

人のこころがかよいあう
豊かな環境の保全と創造に向けて



目次

豊かな環境の保全と創造のために……………1	静かなまちに……………8
くるま公害のないまちに……………3	健康被害の予防と救済のために……………8
ごみを減らし資源を活かすために……………4	自然と共生する豊かな環境に……………9
きれいな空気に……………5	文化と伝統の香り高い環境に……………11
きれいな水に……………6	地球環境保全に資する環境に優しい社会に……………13
化学物質を適正に取り扱うために……………7	

[表紙]豊能郡能勢町の棚田 写真 林 重信(有限会社フオジュービー)

豊かな環境の保全と創造のために

大阪府では、“人のこころがかよいたう豊かな環境の保全と創造”をめざして、平成6年3月に「大阪府環境基本条例」を制定し、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会、自然と共生する豊かな環境の創造、文化と伝統の香り高い環境の創造、さらに地球環境保全に資する環境にやさしい社会の創造を基本方針として、各種の施策を総合的・計画的に推進しています。

豊かな環境を保全・創造する条例の施行

府域の環境を守るため、各種条例を制定し、施策の推進に取り組んでいます。

●大阪府環境基本条例

豊かな環境の保全及び創造に関する基本的理念を掲げています。

●大阪府生活環境の保全等に関する条例

公害を防止し、府民の生活環境を守ります。

●大阪府自然環境保全条例

緑や野生生物を守り、育て、府民が自然の恵みをうけられる環境を守ります。

●大阪府景観条例

府民や事業者との協働による美しい景観づくりを進めます。

施策の計画的な推進

府域の環境を守るため、各種計画を策定し、計画的な施策の推進に取り組んでいます。

●大阪府環境総合計画

大阪府環境基本条例に基づき、『豊かな環境都市・大阪』の実現を長期的な目標としています。府民のみなさんから意見を聴きつつ、循環型社会の構築に向けた新しい計画づくりを進めています。

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/sougou/question.html>

●大阪地域公害防止計画

環境基本法に基づき、公害の防止や自然、地球環境の保全を目的としています。

●みどりの大阪21推進プラン

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感でき

る世界都市大阪の実現を目指しています。

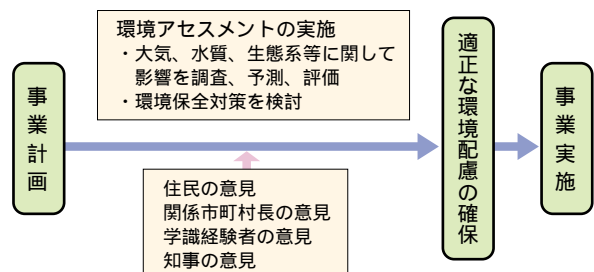
●大阪府広域緑地計画

大阪府の全域を対象とし、府民・企業・行政などが協力して行う、今後のみどりづくりの方向を明らかにしています。

環境アセスメントの推進

事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、「環境影響評価法」及び「大阪府環境影響評価条例」(平成10年3月制定)に基づき、住民、関係市町村長、学識経験者の意見を聴き、事業者に対して必要な指導や助言を行っています。

環境アセスメントの流れ



大阪府自らの環境配慮の取組

大阪府では、事業者・消費者の立場から、環境への配慮を徹底しています。

●環境にやさしい大阪府庁行動計画(府庁エコアクションプラン)

庁内の環境管理システムの構築を図るとともに、率先して、省エネルギーやリサイクル、グリーン購入などに取り組んでいます。

● ISO14001の取組の推進

平成11年2月に本庁舎における事務活動を対象として、環境管理の国際規格である「ISO14001」の認証を取得し庁内の環境管理システムの適正運用に努めています。

府民が参加する環境保全活動の推進

府民のみなさんが積極的に環境保全活動に取り組んでいただけるよう、推進体制づくりや環境学習に取り組んでいます。

● 豊かな環境づくり大阪府民会議

「豊かな環境づくり大阪行動計画 - 地球環境を守る大阪府民のローカルアジェンダ21 -」の策定やグリーン購入キャンペーンなどの実践活動の展開に取り組むとともに、環境保全活動補助事業や「おおさか環境賞」等の事業により、環境保全活動を支援・奨励しています。

● 環境学習の推進

「こどもエコクラブ」のメンバー及びサポーター、コーディネーターを対象とした交流会などを実施しています。また、様々なテーマで環境学習を体系的に行なえるよう紹介した「総合環境学習プログラム集」を作成するとともに、体験型環境学習のモデルプログラムを「環境学習・指導者向けマニュアル」にとりまとめ、体験的な環境学習活動を推進しています。



環境学習講座

環境保全基金の活用

平成元年度に設置した「大阪府環境保全基金」を活用し、環境保全活動への参加促進や、地域における自主的な環境保全活動の促進などに取り組んでいます。

環境情報システムの整備

大気汚染、水質汚濁、府内の工場からの汚染物質排出量など、環境に関するさまざまな情報を収集・蓄積し、行政計画の策定や環境影響評価のための予測計算を行うとともに人工衛星からのデータを利用して、府域の環境事象の調査解析を行っています。

さらに、府がこれまで蓄積してきた環境技術情報、環境に関するイベント情報、行政情報をインターネットを通じて提供しています。

調査研究などの実施

公害監視センターをはじめとする府の各試験研究機関では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動など環境に関する測定や検査・分析、環境保全技術や健康影響、農業技術、環境にやさしい技術の開発などに取り組んでいます。



公害監視センター



環境関係ホームページの紹介

エコギャラリー ~ おおさかの環境 ~

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/>

府の環境に関する情報発信の窓口となるホームページで、イベント情報や各種の行政情報の他、リアルタイムの大気汚染の状況や光化学スモッグ予報・注意報の発令状況に関する情報等の提供を行っています。

インテリジェント・エコデザイン

<http://www.mydome.or.jp/oidi/ie/index.htm>

府が行っている地球環境配慮の製品デザインに関する研究の成果と関連情報の紹介、インテリジェント・エコデザインのコンセプトに合致する製品・サービスの情報等を紹介しています。

かんきょう交流ルーム

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/fumin/>

大阪の環境について、いつでも自由に意見交換や情報交流をしていただくためのホームページです。情報の提供や意見の書き込みには会員登録(無料)が必要です。現在会員募集中(申し込み様式は画面にあります)

大阪府環境技術情報

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/apec/>

府におけるこれまでの環境対策の歴史のほか、環境アセスメント制度など現在の環境対策の内容を日英2カ国語で発信しています。APEC環境技術交流バーチャルセンターホームページを通じ、国内外の環境関連サイトともリンクしています。

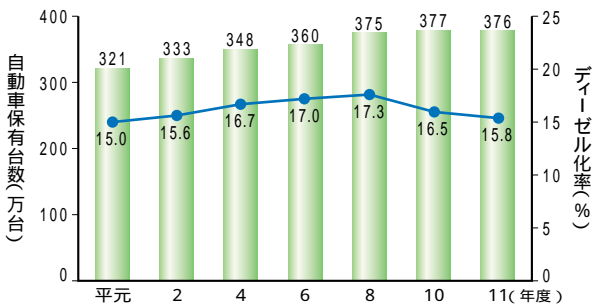
くるま公害のないまちに

私たち一人ひとりの生活と深いかわりを持つ便利な自動車も一方では排出ガスによる大気汚染や騒音などの自動車公害を引き起こしています。このため、府民、事業者、行政が互いに協力して、さまざまな対策を進めていくことが求められています。

自動車保有台数とディーゼル車の増加

府域の自動車保有台数は376万台(平成11年度)と、10年前に比べて1.17倍に増えています。

また、窒素酸化物や黒煙を多量に排出するディーゼル車の割合は年々増加の傾向を示していましたが、平成9年度以降は若干減少しています。



道路沿いの環境基準達成状況

道路沿いの測定地点では二酸化窒素は約5割、道路交通騒音は約6割で環境基準を超えています。

道路沿いの環境基準達成状況

二酸化窒素(平成11年度) 測定地点数 37

適合 (51.4%)	不適合 (48.6%)
------------	-------------

道路交通騒音(平成11年度) 測定地点数 258

昼間・夜間ともに達成 (41.5%)	昼間・夜間ともに未達成 (46.9%)
--------------------	---------------------

いずれかの時間帯で達成(11.6%)

駐車時のアイドリングは条例で禁止されています。

駐車中に自動車のエンジンをかけ続けるいわゆるアイドリング行為は、直接的に付近の住民に大気汚染や騒音の被害を引き起こすとともに、府域の環境保全の観点からも無視できないものとなっています。

このため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で、駐車時におけるアイドリングは原則的に禁止されています。また、事業者に対する従業員への指導義務や駐車場管理者に対する利用者への周知義務が課せられています。

アイドリングに関する苦情・問い合わせ専用電話
☎06-6945-1400

私たち一人ひとりができること

- 通勤・通学には電車・バスを利用しましょう。(毎月20日は「ノーマイカーデー」です。)
- より低公害な自動車に乗り換えましょう。
- 車の急発進や急加速はやめましょう。

対策

自動車排出ガス対策等

自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質(黒煙)による大気汚染を防止するため、各種施策を推進しています。

● 大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画の推進
環境基準の達成に向けて、排出ガス規制の強化や低公害車等の普及促進、交通量抑制のための物流効率化、公共交通機関の整備などの対策を進めています。

また、自動車を多量に使用する事業者に対する指導や、商品の配送に環境負荷の少ない車を使用する「グリーン配送」運動などにも取り組んでいます。

更に、グリーン税制による低公害車の普及やディーゼル車に重点をおいた新しい計画の策定を行います。

● 低公害車の普及

電気自動車や天然ガス自動車などの低公害車の普及のため、民間事業者への助成や府公用車への計画的導入を進めています。また、府域での燃料供給施設の計画的整備も進めています。



● 土壌による大気直接浄化手法等の検討

土壌や光触媒を用いて大気を直接浄化する手法の実用化について調査・検討しています。



自動車騒音・振動対策

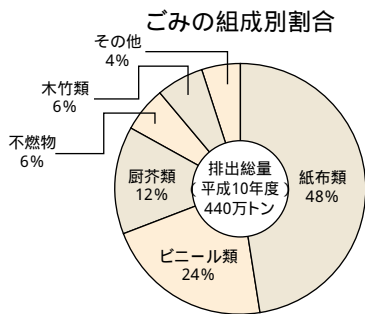
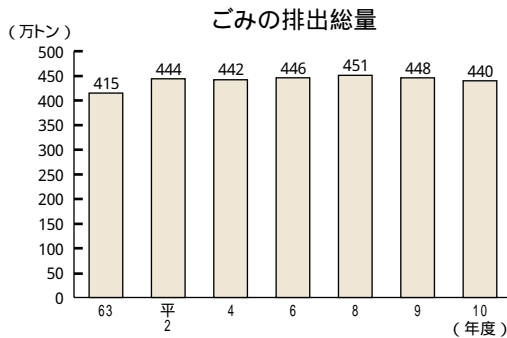
交通規制を行うとともに、防音壁や環境施設帯の設置及び低騒音舗装の実施により、騒音・振動が発生しにくい道路構造の整備を進めています。

ごみを減らし資源を活かすために

廃棄物問題は、私たちの生活に身近な問題であると同時に、地球環境保全や資源保護の観点からも緊急の課題となっています。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産・流通・消費・廃棄の各段階において省資源やリサイクルを進めることにより、環境への負荷が少ない、循環型の社会システムに移行していく必要があります。

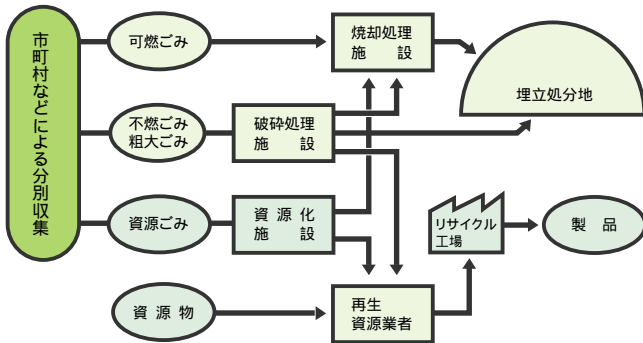
生活系ごみの状況

府域のごみ（一般廃棄物）の平成10年度の排出量は440万トン、このうち、生活系ごみは243万トンで、府民1人当たり1日に約754gの生活系ごみを出しています。



ごみのゆくえ

何気なく出しているごみは、このように処理されています。



エコショップ

簡易包装などのごみ減量化や、空缶や空ビン等の容器を回収するなど、リサイクルの推進を積極的に取り組んでいるお店の愛称で、平成11年度末の登録状況は1,392件となっています。

このマークが目じるしです。



対策

ごみの減量化とリサイクルへの取組

府民、事業者、府、市町村が協力してごみの減量化・リサイクルを推進するため組織された「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」では、減量化やリサイクルの具体的な目標と実践行動を取りまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を平成12年6月に改定しました。

また、「リサイクルフェア」の開催や「エコショップ制度」の普及などを行っています。

産業廃棄物対策

「廃棄物処理法」に基づき、事業者や処理業者を指導・監督するとともに、「大阪府産業廃棄物管理計画」により、産業廃棄物の適正な処理や、減量化・リサイクルを推進しています。

特に、産業廃棄物を多量に排出する製造業者や建設業者などに対して重点的に指導を行っています。

また、産業廃棄物の野外での焼却行為等に対して、監視・指導を集中的に実施しています。

廃棄物の最終処分場の確保

廃棄物の適正処理、広域処理を目的として、堺第7-3区で、産業廃棄物の埋立処分事業を行っています。また、大阪府を含む近畿2府4県と168市町村が共同して、フェニックス事業を推進しています。

私たち一人ひとりができること

- 本当に必要なものかよく考えてから購入しましょう。
- 「エコショップ」を利用するなど、ごみ減量化・リサイクルに配慮した商品や再生資源を使用した商品を購入しましょう。
- 買物袋を持参し、包装紙や袋は辞退しましょう。
- びん、缶、ペットボトル、牛乳パックやトレー、卵パックなどは捨てずにリサイクルに協力しましょう。

きれいな空気に

二酸化硫黄、一酸化炭素による大気汚染は、工場などの大気汚染対策が進んだため、改善されてきています。一方、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質については今後さらに改善が必要であり、自動車からの排出ガスを削減するとともに、工場・事業場に対する排出規制などの対策を引き続き進めていく必要があります。

大気のごれ具合

●二酸化窒素や浮遊粒子状物質は改善が必要

大阪市内を中心に二酸化窒素濃度が環境基準を超えている地点があり自動車排出ガス測定局は一般環境測定局と比べ濃度が高い傾向にあります。

浮遊粒子状物質の濃度は、ここ数年はやや改善傾向にあります。

●二酸化硫黄濃度は改善

二酸化硫黄は、燃料の良質化や脱硫装置の整備により大幅に改善されています。

対策

窒素酸化物対策

自動車排出ガス対策を進めるとともに、工場・事業場に対して規制や指導を行っています。

毎年12月の「大気汚染防止推進月間」をはじめ、さまざまな機会を通じて、駐車時のアイドリングストップや冷暖房温度の適正化などを府民のみなさんに呼びかけています。



立入検査

浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質の発生のしくみの解明に努めるとともに、工場・事業場から排出されるばいじんや粉じんを規制しています。

光化学スモッグ

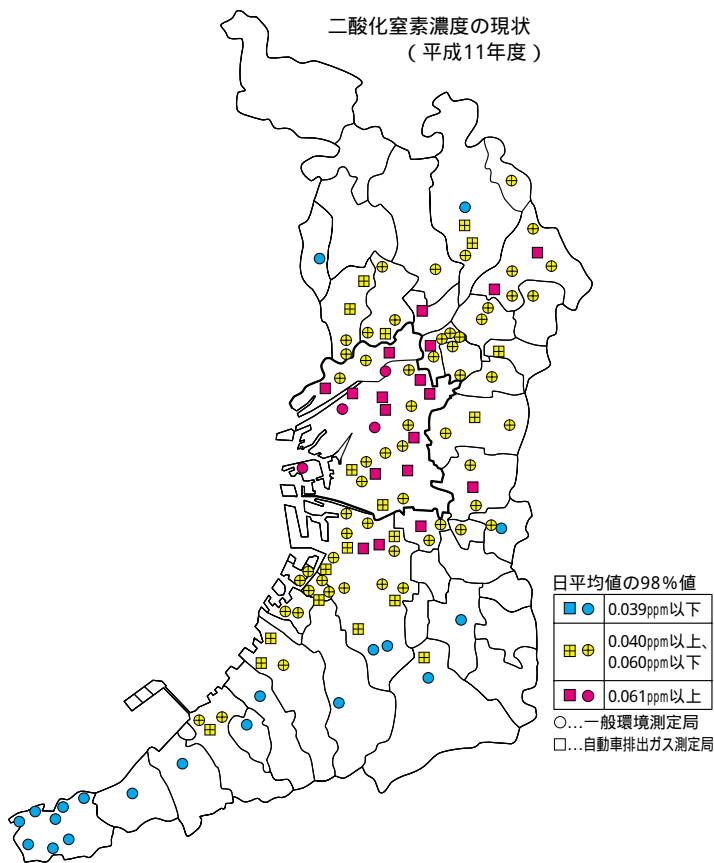
光化学スモッグの発生を抑制するため、原因物質である窒素酸化物や炭化水素類を規制しています。

また、光化学オキシダント濃度が高くなったときには、光化学スモッグ予報や注意報などを発令し府民や事業者にも注意を呼びかけています。

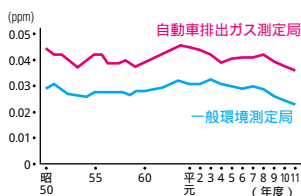
悪臭対策

近年の悪臭原因は、工場等によるものの他、各種サービス業・家庭生活によるものなど身近なものが増えています。

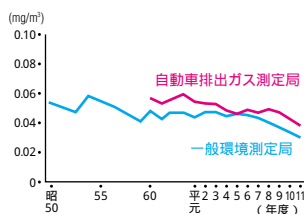
このため、アンモニア、トルエンなど22の特定悪臭物質を規制し、市町村に協力して悪臭の防止対策を進めています。



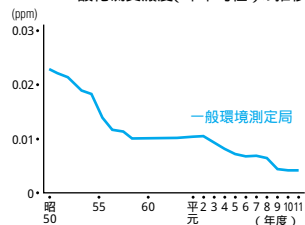
二酸化窒素濃度(年平均値)の推移



浮遊粒子状物質濃度(年平均値)の推移



二酸化硫黄濃度(年平均値)の推移



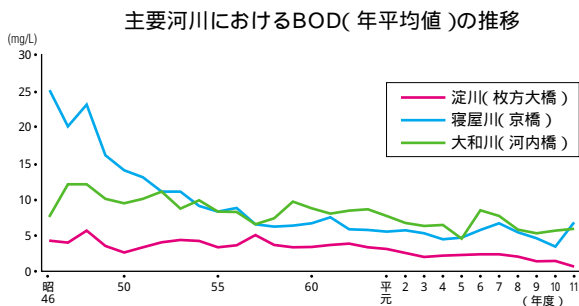
きれいな水に

大阪の川や海の水質は、産業排水に対する規制や下水道の普及などで、かなりよくなってきましたが、河川や海の浄化をさらに進めるためには、一般家庭から出される生活排水に対する取組が必要です。

海や川のよごれ具合

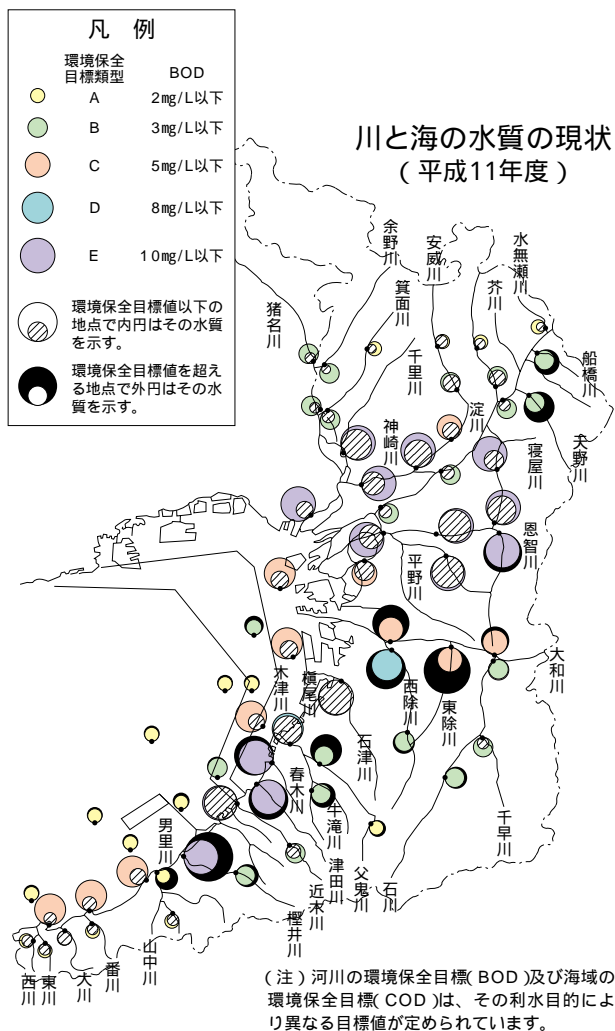
● 河川のBOD濃度の推移

昭和40年代後半から改善され、近年ほぼ横ばいの状況です。



● 川と海の水質の現状

円の大きさが汚れの度合いを示し、赤の地点では、環境保全目標をオーバーしています。



対策

生活排水対策

一般家庭からの生活排水対策として、し尿と併せて風呂や台所の生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の普及を推進しています。

工場・事業場に対する規制

水質汚濁を防ぐため、国よりも厳しい排水基準を導入し、規制・指導を行っています。

河川等の水質浄化の促進

自然の浄化作用を活かした河川づくりを進めるとともに、川底にたまった汚泥のしゅんせつや直接浄化施設の整備等を行っています。

下水道の整備

生活排水対策の主要な施策である下水道の整備を推進しています。平成11年度末の公共下水道普及率は82.4%となっています。

ため池や農業用水路の水質浄化の促進

水質浄化水路の整備やため池のしゅんせつ、水質浄化施設の設置等を行い農業用水の水質を確保するとともに、うるおいある水辺環境づくりを推進するために、石川深溝地区(富田林市、羽曳野市、藤井寺市)で、水質保全対策事業を行っています。

くらしの汚れはどのくらい? (風呂おけ1杯: 300L)

汚れのもと ()内の量を捨てたら	魚がすめる水質(BOD:5mg/L程度)にするために必要な水の量は風呂おけ何杯分
使用済みの油(500ml)	330杯分
しょう油(20ml)	2杯分
ラーメンの汁(200ml)	3.3杯分
牛乳(200ml)	10杯分

私たち一人ひとりができること

- 使えなくなった油は「流し」に流さないようにし、紙などにしみこませて燃えるゴミとして出しましょう。
- 食器や鍋などの汚れは、紙でふいてから洗いましょう。
- 「流し」には、細かい目の網を置きそれに調理クズなどを入れましょう。

化学物質を適正に取り扱うために

私たちの身のまわりには、多くの化学物質が使われており、便利な生活を与えてくれる一方で、取り扱い方を誤り、環境中に大量に放出されると、思わぬ環境汚染が起こる場合があります。また、中にはダイオキシン類のように、意図しないで発生するものもあります。

有害物質の排出抑制

法律や条例に基づき、工場や事業場に対し、塩化水素やカドミウムなどの有害物質の大気や水質への排出を規制するとともに、基準の遵守徹底等について指導を行っています。

環境モニタリング

有害大気汚染物質19物質について、定期的な環境モニタリングを実施しています。

環境保全目標が設定されている物質のうち、ベンゼンについては沿道を中心に環境保全目標を超えた地点がありました。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては全ての地点で環境保全目標を達成していました。

また、川や海、地下水の有害物質及び上水源における農業等の水質調査を実施しています。

化学物質の適正管理の促進

府では、独自に「大阪府化学物質適正管理指針」を定め、化学物質を使用する事業所に対して、管理体制の整備や使用量・製造量の記録・報告など化学物質の適正管理を促進しています。

また、平成11年7月に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、環境汚染の恐れがある化学物質を使用する事業者に対し、その排出量などの届出を義務づけることによって自主管理を促し、汚染の未然防止を図る、PRTR制度が導入されることになりました。

調査研究の実施

未規制の有害化学物質について、分析技術の開発等の調査研究を実施しています。

また、有害化学物質による環境汚染の危険性を定量的に評価する手法や、化学物質のデータベース化、府民との情報共有化のあり方等について基礎的研究を行っています。

ダイオキシン類対策の推進

ダイオキシン類問題について総合的な対策を推進するため、「大阪府ダイオキシン対策会議」を設置して、発生源対策や環境調査等を実施しています。

また、平成12年1月15日から「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、より一層の、ダイオキシン類対策を推進しております。

●環境調査

平成11年度には、大気、水質、土壌中の環境調査を実施しました。大気については府域67地点で環境モニタリング調査を行い、食品中のダイオキシン類についても実態調査を行いました。

また、大気、水質、土壌の環境基準が設定され、平成12年度から、環境中におけるダイオキシン類の常時監視を実施しています。

●発生源対策

大気汚染防止法や廃棄物処理法、府が定めた「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導方針」に基づき、ダイオキシン類の発生防止対策指導の徹底を図っています。

また、廃棄物焼却炉等の発生源については、ダイオキシン類対策特別措置法により排出基準が設定され、事業者による測定が義務付けられています。

PRTRとは.....

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)は、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは、廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

静かなまちに

騒音・振動の発生源はさまざまで、工場や建設作業、交通機関の他、私たちの日常生活から発生する音が問題となる場合もあります。騒音・振動問題の解決には、発生源で騒音・振動を防止することが第一ですが、土地利用の適正化を図ることや私たち一人ひとりが日頃から隣近所へ配慮することも重要です。

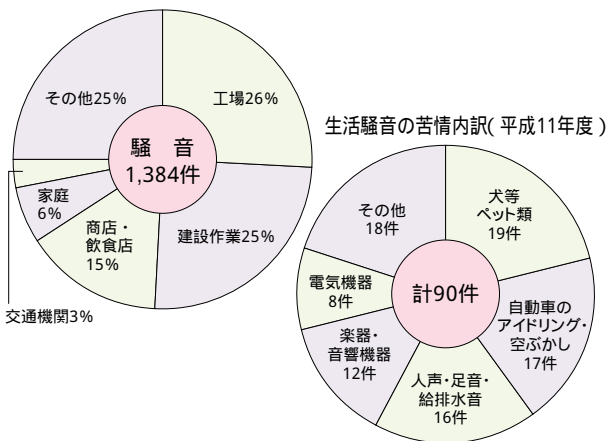
騒音・振動の苦情

大阪は交通が集中し、工場や住居も密集しているため、騒音・振動についての苦情が多く寄せられています。

公害に関する苦情のうち、騒音に関するものが31%、振動に関するものが5%を占めています。

騒音の苦情件数を発生源別に見ると、工場、建設作業の順に多く、次いで商店・飲食店となっています。

発生源別苦情の内訳(平成11年度)



騒音振動対策

●工場や建設作業など

法律や条例などに基づき市町村において、騒音・振動防止のための規制や指導が行われています。

●近隣騒音

深夜におけるカラオケ装置などの音響機器の使用を原則として禁止しているほか、商業宣伝を目的とした拡声機の使用について制限を設けています。また、ピアノ、自動車の空ぶかしなどの生活騒音の防止のための啓発等に努めています。

●大阪国際空港の騒音対策

飛行コース周辺の騒音が特に著しい地域では、住宅の移転や緑地の造成、学校や住宅の防音工事などの対策を行っています。

私たち一人ひとりができること

- 車の空ぶかしは控えましょう。
- 夜間、早朝のテレビ、ステレオなどの音量はできるだけ小さくしましょう。
- ピアノなど楽器の練習は窓を閉め、時間帯に気をつけましょう。

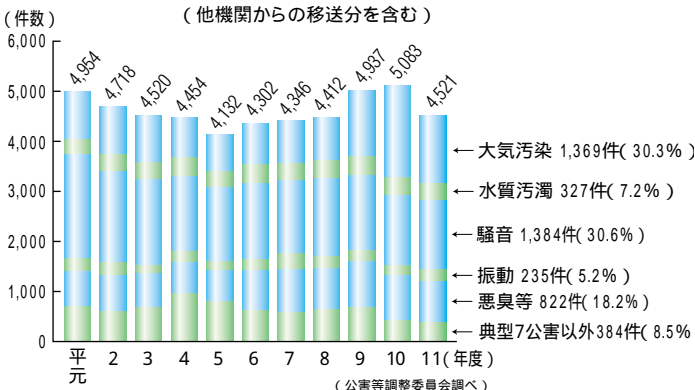
健康被害の予防と救済のために

公害に係わる被害の救済など

●大阪府公害審査会

公害に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、あっせん、調停、仲裁を行っています。

公害の種類別苦情件数の推移
(他機関からの移送分を含む)



公害防止に係わる助成など

主に中小企業者が、公害防止のため、施設を設置・改善したり、工場を移転したりする場合に、これに係る費用の助成・融資制度などを設けています。

融資等のお問い合わせ

府庁代表 ☎06-6941-0351

中小企業公害防止資金特別融資制度

府環境管理課(内線3858)

中小企業低公害車等購入資金特別融資制度

府交通公害課(内線3898)

産業活性化資金融資制度

府金融課(内線2644)

小規模企業者等設備資金貸付制度

(財)大阪府中小企業振興協会 設備資金貸付部

☎06-6947-4346

小規模企業者等設備貸与制度

(財)大阪府中小企業振興協会 設備貸与部

☎06-6947-4345

自然と共生する豊かな環境に

様々な生物が住む生態系のバランスのとれた環境は、私たち人間にとっても、うるおいと安らぎのある環境といえます。また、自然環境は生物の生息地であると同時に、水源のかん養や洪水の防止、土砂流出防止などの国土保全機能を有しています。

自然環境の保全

府民の財産である貴重な自然環境や生き物を守るための施策を推進しています。

●自然環境保全のための地域指定等

自然公園地域、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域などを指定するとともに、自然公園区域内等における開発行為の規制・指導や監視体制の強化に努めています。また、森林を保全・育成し、その公益的な機能の維持、増進に努めています。

●鳥獣保護区の設定

野生鳥獣を保護するため、鳥獣保護区の設定などを推進するとともに、保護思想の普及啓発に努めています。

●傷病野生鳥獣の救護

「野生鳥獣救護ドクター制度」を活用するとともに、府民ボランティアを募る「傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア制度」により救護体制の充実を図り、適切な救護活動の推進に努めています。



ケガや病気の野生鳥獣は、このステッカーの貼ってある獣医へ運んでください。治療は無料です。

●貴重な種の保存

天然記念物のイタセンバラや特別天然記念物オオサンショウウオ等の種の保存及び増殖を図るため、生息環境の保全や試験研究、捕獲・開発などに対する規制を行っています。

森林と親しむ環境の整備

●森林利用拠点の整備など

「府民の森」(ほしだ園地他7園地)や「高尾山創造の森」などの拠点整備とともに、ネイチャーイベントの開催など、自然とのふれあいの機会を提供しています。

●自然歩道の整備

東海自然歩道、生駒縦走歩道、ダイヤモンドトレールなど既存の長距離自然歩道をつなぎながら、周辺山系を環状に結び、森林利用拠点ともネットワークを図ります。

地域緑地の保全

●緑地保全地区の指定

市街地やその近郊に残された良好な緑地を緑地保全地区に指定して保全しています。

●風致地区の指定

樹林地や水辺、丘陵地など美しい自然の景観に富んでいる区域などを風致地区に指定し、開発行為等を規制しています。

●天然記念物

(植物)の指定

学術的価値の高いもので、自然を記念するもの(動物・植物・地質鉱物・天然保護区域)を積極的に天然記念物に指定しています。また、天然記念物に指定した樹木の保護・増殖を行っています。



府指定天然記念物、松尾寺のくす(和泉市)

農空間の保全と活用

農地や農村の原風景や生態系などを活かしながら、地域の活性化を図っています。また、府民ボランティアによる棚田保全活動など、都市に住む府民と農村との交流事業を行っています。



府民ボランティアによる棚田保全活動(茨木市見山地区)

ビオトープの確保

いきものが生息する空間(ビオトープ)を確保し、創造するため、湿地の保全を進めるなど、ビオトープの保全・回復や、ビオトープの基本的な考え方・適用事例を紹介し、普及・啓発に努めています。



ビオトープの施工例

歩道を木造構造にして、いきものの生息空間への影響を小さくするとともに、湿地の生態系の復元にも取り組んでいます。

海と親しむ環境整備

● 海浜の保全

岬町にある小島・長松の自然海岸を自然海浜保全地区として指定し、開発行為の規制をしています。また、府民を対象とした「なぎさの楽校(がっこう)」を開催して、海辺に住む生物の観察と海浜の清掃を行っています。



「なぎさの楽校(がっこう)」

● 海岸の環境整備

淡輪・箱作海岸地域において、人工磯浜など一体となった「せんなん里海公園」として整備し、平成9年7月から一部開設しています。

ため池環境の整備

「ため池」を農業用施設として活かしながら、都市空間に“やすらぎ”と“うらおい”を与えるため、周辺の緑化や水生植物の保全、遊歩道や親水護岸等を整備し、地域環境づくりを行う「オアシス整備事業」を進めています。現在、15地区が完成し、久米田池(岸和田市)など、14地区で事業を実施しています。

また、府民のみなさんを対象に、貴重な自然環境の財産である「ため池」が大切に保全されるよう毎年5月を「ため池愛護月間」に定め、広報活動を行うとともに、11月には、「オアシス・クリーンアップ・キャンペーン」を実施し、清掃活動や各種イベントを通して、環境づくりへの取り組みを行っています。

農業用水路の整備

身近で水と緑あふれる快適な水辺環境づくりを推進するために、遊歩道や植栽等を整備する「いきいき水路モデル事業」を長瀬川地区(東大阪市、八尾市、柏原市)など3地区で行うとともに、農業用水路が持つ多面的な機能を有効に活用し、水路の親水施設や防災施設の整備等を行う「まちづくり水路整備事業」を番田地区(高槻市、茨木市、摂津市)で進めています。

河川環境の整備

うらおいと安らぎのある水辺空間を創出するため、「石川あすかプラン」、「安威川・水と緑の回廊計画」、「あくた川21」などの河川環境の整備を進めています。

また、平成12年度は、黒梅谷(千早赤阪村)など7か所で、景観や生態系と調和した「水と緑豊かな溪流砂防事業」等を推進しています。

みどりを育てるシステムづくり

「大阪府みどりの基金」を活用して、社会福祉施設等の民間施設内の公開される空間や屋上などの緑化を実施する施設に対する助成を行うとともに、和泉葛城山のブナ林のトラスト運動の展開など多様な施策を推進しています。

私たち一人ひとりができること

- 一人一鉢、花や木を育てましょう。
- 野鳥のエサになる実のなる木を植えましょう。
- 自然の中で生きている虫や草花などは採らずに観察するだけにしましょう。
- 山・川、海などにゴミを捨てないようにしましょう。
- ハイキングなどで持っていった物はすべて持ち帰りましょう。
- 家のまわりやまちに緑を増やしましょう。

文化と伝統の香り高い環境に

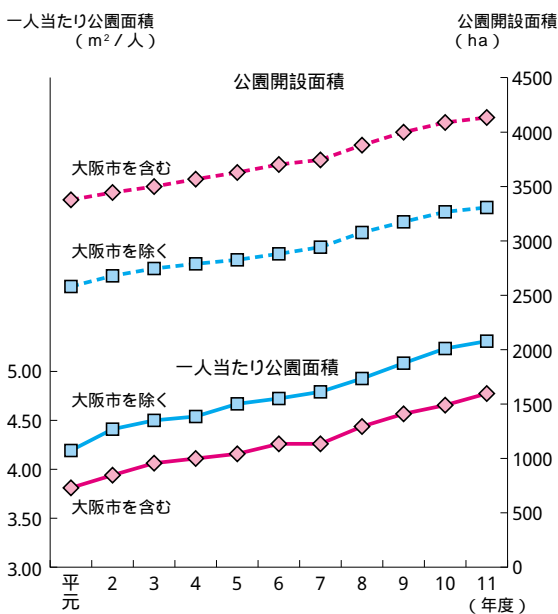
都市の中の並木道や公園、緑や花がみせる四季の変化などは、私たちにうるおいと安らぎを与えてくれます。また、街路樹は、空気を浄化したり、自動車騒音を少しやわらげるなどの働きもしています。

また、世界都市・大阪にふさわしい都市景観づくりとともに、私たちの暮らしにうるおいや安らぎを与える身近な環境の要素となっている歴史的遺産を後世に伝えていくことが求められています。

公園や緑地の整備・管理

府営公園（18か所）を豊かな生活を育む公園として、そして、それぞれ個性をもった公園として整備・管理しています。

都市公園開設面積等の推移



道路・街路の緑化

街路樹を整備し、花木や草花などを植えるなど、道路・街路の緑化を推進しています。

緑化の普及

花と緑の相談所では、講習会、展示会、相談などを行い緑の普及に努めています。

また、緑化スペースのない市街地において、建築物の外壁や河川の護岸などの垂直緑化の普及に努めています。

公共施設などの緑化

府営住宅や府有施設を新たに建設する場合、施設緑化基準に基づき施設の区分に応じて敷地面積の20～30%の緑化を進めています。

下水処理場では施設の上部空間を植栽するなど、緑豊かな憩いの場として府民に開放しています。

大阪施設緑化賞

建築物等の敷地内や壁面、屋上などに緑化が行われているもののうち、これからの施設緑化のモデルとなる優れた緑化施設について府民の推薦により、「大阪施設緑化賞」(みどりの景観賞)として表彰しています。



灌定(株)高槻寮
(平成11年度みどりの景観賞大阪府知事賞受賞)

まちづくり功労者などの表彰

府民の積極的な参加のもと、創意と工夫を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、まちづくり功労者の表彰や講演会等を開催しています。

また、個性あふれる美しい景観づくりを推進するため、「大阪都市景観建築賞」(大阪まちなみ賞)を設け景観上優れた建築物やまちなみを表彰しています。

美しい景観づくりのための取組

●大阪美しい景観づくり推進会議の運営

府民・事業者・学識経験者、行政が参画し、協働して、美しい景観づくりを府民みんなの運動として進めていくため、平成6年12月から活動を行っています。

●大阪府景観条例の施行

「大阪府景観条例」に基づき、景観づくりの姿勢や目標等を示す「景観形成基本方針」や公共事業を行う際の指針となる「公共事業景観形成指針」を策定し景観づくりの上で重要な地域である「景観形成地域」の指定を進めています。

都市の景観向上の誘導

●美しい公共建築物づくり

地域の景観をリードし、まちの魅力を高め、活性化に役立つ美しい府有建築物づくりを進めています。

●大阪府景観形成誘導推進協議会

府、市町村で構成し、都市の景観の誘導を推進していく上で、必要な事項について情報交換・協議等を行うことにより調和のとれたまちなみや個性豊かなまちなみの創出・保全を促進しています。

●魅力ある道路空間の創造等

電線、電話線等の地中化や、屋外広告物法及び大阪府屋外広告物法施行条例に基づく看板など屋外広告物の規制や指導などを行っています。

伝統的なまちなみの保存や歴史の道などの整備

国の重要伝統的建造物群である富田林寺内町などのまちなみや、日本最古の官道とされる「竹内街道」などの古道の保存、整備を進めています。



富田林寺内町

文化財の保護

大切な歴史的遺産を文化財として指定するとともに、修理や防災施設の設置に助成を行っています。

また、埋蔵文化財包蔵地内では、開発工事で文化財が失われないよう協議・指導を行うとともに、発掘調査により資料の整備・保存を図っています。



提供：和泉市教育委員会

池上曾根遺跡 大型建物



大阪府指定史跡 今西氏屋敷

登録文化財建造物等の登録の促進

地域にとって身近な文化財である、国の登録文化財の登録を促進させ、住民自らによる歴史と文化の香り高い地域づくりを行ってまいります。



駅舎 南海浜寺公園

府立狭山池博物館の開館・運営

狭山池を治水ダムに改修する「平成の大改修工事」の内容と意義を後世に伝えるとともに、発掘調査で見つかった狭山池の堤体や樋などの土木技術遺産を展示し、紹介する博物館を開館します。開館は、平成13年3月の予定です。



博物館の建設風景

府立博物館などの整備・運営

泉北考古資料館、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館など、府立の博物館では、発掘した遺物等の文化財を解りやすく展示公開しています。



弥生文化博物館

私たち一人ひとりができること

- 地域の景観づくり・まちづくりに積極的に参加しましょう。また、子どもたちにまちの美しさを守り育てることの大切さを教えましょう。
- 歴史的遺産を再生・活用している地域の取組に参加しましょう。

地球環境保全に資する環境に優しい社会に

現在、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林（特に熱帯雨林）の減少といった様々な環境問題が地球規模で進行しています。わたしたちの子どもたちの世代、そして子孫へと、この豊かな緑と水に恵まれた美しい星「地球」を引き継ぐために、身近な環境を守ることが地球環境の保全につながることを認識し、行動していくことが必要です。

大阪府の二酸化炭素排出量

府域における1997年度の二酸化炭素排出量は約1,468万炭素換算トンで、1990年度と比べ約4.4%増加しており、全国総排出量（3億3,600万炭素換算トン）の約4.4%を占めています。また、府民1人当たりの排出量は1.66（全国平均は2.66）炭素換算トンになっています。

府域の酸性雨

府域における降雨pHの年平均値は、国設大阪局（大阪市東成区）で5.19、池田局（池田市）で4.81であり、前年度に比べ両局とも前年に比べやや下降しましたが、長期的にみると上昇傾向にあります。

対策

地球環境保全行動指針の推進

府民・事業者・行政がそれぞれの立場で地球環境保全に向け行動するため、「豊かな環境づくり大阪府民会議」において平成7年6月に策定した「地球環境保全行動指針」の普及啓発を進めています。

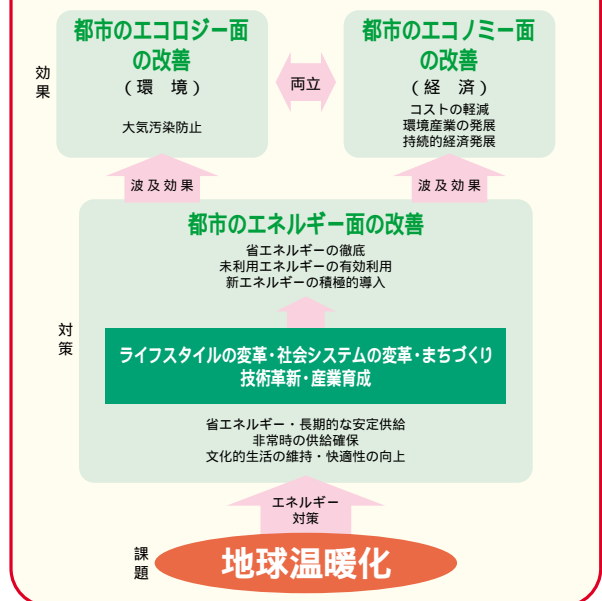
地球温暖化対策の推進

大阪府地球温暖化対策地域推進計画（平成12年3月改定）に基づき、省エネルギー対策、低公害車の普及などの交通対策、ごみの発生抑制・資源化の推進等、温室効果ガスの排出抑制を図っています。また、平成12年3月に策定した大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画に基づき、府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制に努めています。

エコエネルギー都市・大阪計画の策定

地球温暖化の主な原因であるエネルギー消費の問題について、府域の望ましいエネルギー利用の将来像とその実現に向けての方策を示すエネルギービジョンを策定し、長期的展望にたったまちづくりをするなど、地球温暖化対策を進めていきます。

持続的発展の可能な都市の形成モデル

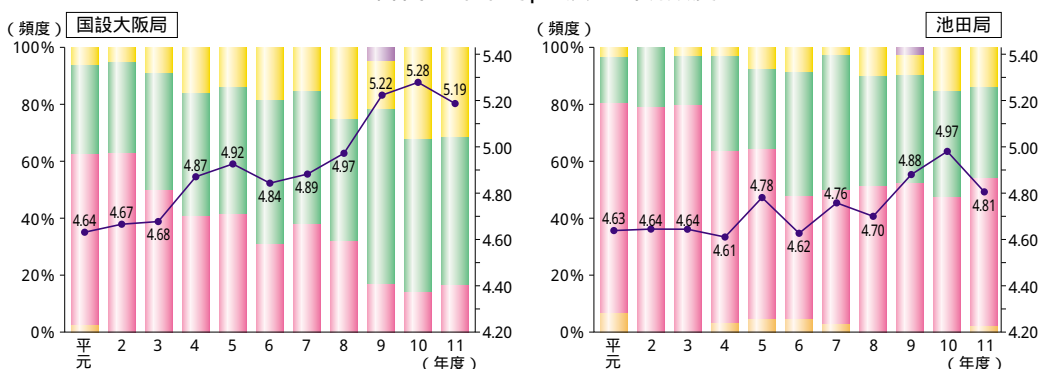


酸性雨対策の推進

酸性雨の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制するため、大気汚染防止法等に基づく工場・事業場への規制・指導等を行っています。

また、府内での酸性雨の実態調査やメカニズム解明のための大気環境解析調査研究や生態系影響調査等を実施しています。

週降雨の年平均pH及び出現頻度



(注)年平均値は、1週間連続ろ過捕集した試料の測定値を雨量で加重平均したものである。
出現頻度は、1年(52週)の測定値のうち凡例の各5分野に占める割合(%)を示す。

凡例	
●	年平均値
■ (黄)	pH < 4
■ (赤)	4 < pH < 5
■ (緑)	5 < pH < 6
■ (青)	6 < pH < 7
■ (紫)	pH

オゾン層保護対策の推進

「大阪府フロン対策協議会」を設置し、市町村、関係業界にフロン回収を働きかけるとともに、市町村の回収事業を支援するために回収機等を貸与するなど、府域におけるフロン回収を促進しています。

また、特定フロンを使用している府有建築物の空調用冷凍機などを順次取り替えています。

国際環境技術協力の推進

公害を克服した経験から持っている、様々なノウハウや、技術を活かし、開発途上国等の環境問題の解決に貢献しています。

● 海外からの研修生の受入等

海外友好提携都市である中国上海市やインドネシア東ジャワ州からの研修生の受け入れやJICA(国際協力事業団)との連携、国際関係機関である(財)地球環境センター(GEC)及び(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)への参画などを通して、国際環境技術協力を進めています。

● インターネットを通じた情報発信等

関西の自治体、経済界が協力して実施する「APEC環境技術交流促進事業」に参画し、インターネットを通して、環境保全技術に関する海外からの研修生情報を世界に発信しています。

● ニューアース'99への出展参加

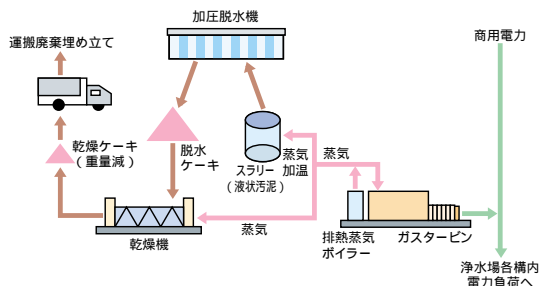
「大阪府エコパートナーシッププラザ実行委員会」を組織し、ニューアース'99(地球環境技術展)へ、「環境ビジネスの振興、環境パートナーシップの形成、環境保全対策の推進及び廃棄物リサイクル」のテーマを掲げ出展しました。

環境共生型エネルギーの利用促進

● コージェネレーション設備の導入

村野浄水場では、天然ガスコージェネレーション設備を設置し、浄水場で使用する電力の約1/3を賄うとともに、排熱を利用することで廃棄物として埋立処分を要する汚泥を乾燥処理し減量化を図っています。

村野浄水場コージェネレーションシステムフロー

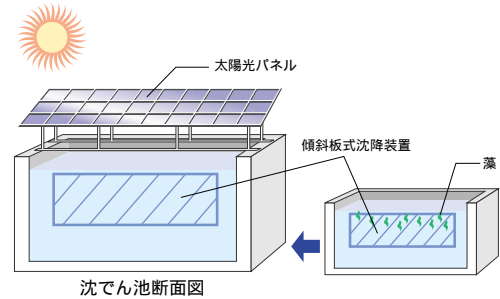


一つの燃料源から二つの異なるエネルギーを生み出すコージェネレーションでは、例えば従来は捨てられていた発電時の熱を回収するなど、エネルギーを有効に活用することができます。

● 太陽光発電システムの導入

村野浄水場では、沈でん池の藻の発生を抑えるために池の上部に設置する遮光板として太陽光パネルを採用し、自然エネルギーを水づくりに活用します。

太陽光パネル設置図(イメージ)



● 環境共生建築技術の推進

省エネルギー・省資源など環境と共生する建築物の実現・普及に努めています。また、建築工事において、コンクリート型枠の熱帯木材から針葉樹複合板などへの転換促進により、熱帯木材の使用抑制に努めています。

グリーン産業の振興

グリーン商品(環境配慮・省エネルギー対応商品)の主要な調達者である府内ISO14001認証取得企業・自治体により「大阪グリーン産業創造ネットワーク」を組織し、グリーン調達の推進のための取り組みを行うことにより、グリーン商品市場の活性化を図っています。

環境にやさしい暮らしの率先実行 - 省エネはこんなにお得! -

省エネルギー行動	削減される省エネルギーコスト
あかりをこまめに消すと	約 200円/年
テレビを1日1時間消すと	約 1,100円/年
暖房器具(灯油)を1日1時間使わないと	約 1,700円/年
暖房器具(エアコン)を1日1時間使わないと	約 2,700円/年
暖房器具(ガスファンヒーター)を1日1時間使わないと	約 3,700円/年
冷房の設定温度を1度高くすると	約 700円/年
暖房の設定温度を1度低くすると	約 2,900円/年
寝る前、外出時にテレビの主電源を切ると	約 300円/年

電力 23円/kWh、灯油 50円/L、都市ガス 140円/m³とした。

私たち一人ひとりができること

- 自らの行動スタイルを見つめなおしてみましょう。
- 日本中の、世界中の人がどんな取組をしているのか学んでみましょう。
- 自分の身の回りのことから始めましょう。
- 環境にやさしい活動に参加してみましょう。
- テレビやあかりなどのつけっぱなしはやめましょう。
- 電化製品は省エネ型のものを選びましょう。
- 冷房温度は28、暖房温度は20を目安にしましょう。

情報提供窓口

大阪府環境情報コーナー

環境に関する図書（約9,500冊）などの貸出・閲覧、啓発用のビデオやパネルの貸出を行っています。また、環境問題全般に関する相談を行っています。

電話 06 - 6261 - 1540

開館時間 午前9時30分～午後5時15分（休館：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）

所在地 大阪市中央区本町1 - 4 - 8 ひし富ビル2階（地下鉄堺筋本町駅 番出口から東へ徒歩3分、番出口から北へ徒歩3分）



大阪府環境情報コーナー

（財）大阪みどりのトラスト協会

みどりや自然などの情報提供を行っているほか、みどりのボランティアの育成、派遣も行っています。

電話 06 - 6260 - 3580

開館時間 午前9時～午後5時45分（休館：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）

所在地 大阪市中央区本町1 - 4 - 8 ひし富ビル3階（地下鉄堺筋本町駅 番出口から東へ徒歩3分、番出口から北へ徒歩3分）

ホームページ <http://www.mydome.or.jp/ogtrust/>

府立緑化センター

施設緑化のお手伝いや相談を行っているほか、講習会・研修会を開催しています。

電話 0729 - 58 - 6345 開館時間 午前9時～午後5時45分（休館：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）

所在地 羽曳野市尺土442 府立農林技術センター内（近鉄藤井寺駅から近鉄バス羽曳ヶ丘8丁目下車徒歩5分）

ホームページ <http://www.mydome.or.jp/green/>

府営服部緑地都市緑化植物園 花と緑の相談所

毎月、花や草や木についての講習会、展示会を開催するほか、花と緑の相談を行っています。

また、針葉樹や街路樹の見本園、ハーブ園、ロックガーデンなどがあります。

電話 06 - 6866 - 3622 開館時間 午前10時～午後5時ただし、7月20日から8月31日までは午前10時～午後6時（休館：火曜日、ただし祝日・休日の場合は翌日、年末年始）

所在地 豊中市寺内1 - 13 - 2（北大阪急行緑地公園駅から西へ徒歩10分）

府営大泉緑地 花と緑の相談所

毎月、花や草や木についての講習会、展示会を開催するほか、花と緑の相談を行っています。

また、相談所横には、植物の香りやてざわり、水の音や風の音、水の感触などが楽しめる「ふれあいの庭」があります。

電話 0722 - 52 - 3651 開館時間 午前9時～午後5時相談業務は午前9時30分～午後4時30分（休館：火曜日、ただし祝日・休日の場合は翌日、年末年始）

所在地 堺市金岡町128（地下鉄新金岡駅から東へ徒歩15分、JR堺市駅・南海堺東駅から南海バス北支所前下車徒歩10分）

（財）大阪中小企業振興センター

中小企業が省エネルギーやリサイクル問題、環境管理・監査制度（ISO14000S）などに対応できるよう、エネルギー・環境対応情報の提供を行っています。

電話 06 - 6947 - 4376 開館時間 午前9時～午後5時45分（休館：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）

所在地 大阪市中央区本町橋2 - 5 マイドームおおさか内（地下鉄堺筋本町駅から東へ徒歩5分）